

祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク大分県モデルコース造成・情報発信業務
委託仕様書

1 委託業務名

祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク大分県モデルコース造成・情報発信業務

2 業務目的

県内外の若年層をメインターゲットとし、祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク（以下「エコパーク」という。）エリア内（うち、大分県側の佐伯市宇目、竹田市（阿蘇くじゅう国立公園のエリアを除く）、豊後大野市に限る。以下同じ。）の豊かな自然と人との共生や受け継がれた文化を体験できるモデルコースやコンテンツの情報発信により、それらを体感できる場としてのエコパーク認知度を高め“選ばれる”地域にすることで、地域資源の活用による地域への価値の還元を図る。

3 業務期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）までとする。

4 業務内容

（1）モデルコースの造成

- ・モデルコースは佐伯市宇目、竹田市（阿蘇くじゅう国立公園のエリアを除く）、豊後大野市それぞれに1泊及び日帰りの2コース（計6コース）を造成することとし、業務の目的に照らしコースを提案すること。
- ・モデルコースには自然体験や文化体験を組み込むこと。

<コースイメージ>

1泊コース①（佐伯市）

- 1日目 道の駅宇目→藤河内溪谷（散策・昼食）→うめキャンプ村（宿泊）
- 2日目 うめキャンプ村→うめの里陶芸工房（陶芸）→昼食→道の駅宇目

1泊コース②（竹田市）

- 1日目 道の駅竹田→昼食→紺屋そめかひ（藍染め体験）→あ祖母学舎（宿泊）
- 2日目 あ祖母学舎→祖母山ガイド→昼食→道の駅すごう

1泊コース③（豊後大野市）

- 1日目 道の駅原尻の滝→酒蔵巡り→昼食→ロッジきよかわ（宿泊）
- 2日目 ロッジきよかわ（自然体験）→昼食→道の駅きよかわ

日帰りコース①（佐伯市）

- 道の駅宇目→鷹鳥屋神社（参拝・トレッキング）→昼食
- うめキャンプ村（ファミリーサイクリング）→道の駅宇目

日帰りコース②（竹田市）

- 道の駅竹田→おし花工房いちりん草（押し花体験）→昼食
- 祖母山トレッキング→竹田温泉花水月（温泉）

日帰りコース③（豊後大野市）

道の駅みえ→ミツバチが育む山郷（養蜂体験）→昼食
→神楽会館（神楽公演）→道の駅きよかわ

なお、実際のコース案は、提案をもとに県及び関係市並びに受託者で協議の上決定する。

（２）モデルコース等紹介パンフレットの制作

- ・（１）のモデルコースや周辺情報を掲載するパンフレットを制作すること。
- ・規格は概ね次の範囲内で提案すること。内容は提案を踏まえ県及び関係市並びに受託者で協議の上決定する。

サ イ ズ：概ねA 5 ～ B 5 サイズ

言 語：日本語及び英語併記（なお、すべての日本語に英訳をつける必要はないが、英語話者が読んで内容を理解できる程度の構成とすること。）

ページ数：１６ページ～２４ページ（提案による）

紙 質：マットコート紙

校正回数：文字校正２回、色校正１回（それぞれ７日間の校正期間を設けること）

カ ラ ー：４色刷り

印刷部数：２，０００部

- ・内容はコース毎に見開き１ページを使用し、実際に無理なく楽しめるタイムスケジュール案や、適切なキャプションを添えること。
- ・伝統文化や食・特産品など幅広い情報を取り扱うこと。
- ・隣県を含む県内の主要交通施設からのアクセス情報をわかりやすく記載すること。
- ・パンフレット制作にあたり、使用する写真は原則撮り下ろしとする。ただし、市がノンクレジットでの使用を認めて提供したものはその限りではない。なお、撮影内容が分るよう、撮影場所・被写体（自然景観であれば、スポット名称、動植物であれば種名など）がわかる一覧を整理すること。
- ・A 2 サイズに引き伸ばすことを考慮した上で解像度は300dpi とすること。
- ・ドローン等を用いた空撮等、撮影方法に工夫を凝らすこと。

（３）エコパークカードの製作

- ・エコパークの魅力を発信するため、収集要素のある配布用カードを製作すること。
- ・規格は概ね次の範囲内で提案すること。内容は提案を踏まえ県及び関係市並びに受託者で協議の上決定する。

サ イ ズ：名刺サイズ

言 語：日本語及び英語併記

構 成：表面にスポットの写真、裏面に概要及び祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会のホームページへアクセスするためのQRコードを掲載

紙 質：収集意欲が湧くよう、予算の範囲内で提案すること。

校正回数：２回以上（それぞれ７日間の校正期間を設けること）

種 類 数：１５種類（佐伯市宇目、竹田市（阿蘇くじゅう国立公園のエリアを除く）、豊後大野市各５スポット）を基準とし、予算の範囲内で提案すること。

製作数：6,000枚（15種類×400枚）を基準とし、予算の範囲内で提案すること。

- ・カード製作にあたり使用する写真は原則撮り下ろしとする。ただし、市がノンクレジットでの使用を認めて提供したものはその限りではない。なお、撮影内容が分るよう、撮影場所・被写体（自然景観であれば、スポット名称、動植物であれば種名など）がわかる一覧を整理すること。
- ・A2サイズに引き伸ばすことを考慮した上で解像度は300dpiとすること。
- ・ドローン等を用いた空撮等、撮影方法に工夫を凝らすこと。

5 実施体制

（1）実施スケジュール

受託者は、契約後速やかに本業務に係る実施体制図（関係者の相関図）及び実施スケジュール案を提出し、その内容について確認を受けること。

（2）業務責任者

受託者が直接雇用する社員の中から選出した業務責任者を配置すること。なお、業務に関する必要な指示は、県から業務責任者に対して行うものとする。業務責任者の職務は概ね以下のとおりとする。

- ① 業務責任者は、県が提供する関係資料等を常に確認するなど、業務の遂行にあたっては主体的に当該業務に取り組むこと。
- ② 委託業務全体を統括し、従事者の指揮監督を行うとともに、円滑な業務執行のため作業状況の進捗管理を行い、県が求める業務水準を確保すること。
- ③ 定期的に委託業務の点検・分析・見直しを行い、常に最善の方法で業務を実施するとともに、随時、県との協議を行い、相互共通認識による運営を行うこと。
- ④ 委託業務の実施状況を県に定期的に報告するとともに、県が求める進捗状況の確認に協力すること。また、委託業務が適正に実施されていないことが判明し、県が受託者に対して改善勧告を行った場合は、これに従うこと。
- ⑤ 効率的に業務を進めるため、繁忙期には応援体制を組むなど、臨機応変に対応すること。

（3）業務従事者

- ① 従事者は、委託業務について十分な知識を有する適切な者を必要人数配置すること。
- ② 従事者が突発的な理由等により業務継続が難しくなった場合においても、業務に支障をきたすことのないよう代替人員の確保など体制を整えておくこと。

6 成果物

（1）業務報告書

- ・紙媒体1部及び電子媒体1部（Wordファイル及びPDFファイル）を納品すること。
- ・4の実施状況が不足なくわかるよう写真等を交えて記載すること。
- ・紙媒体はA4カラー両面印刷とすること。

(2) パンフレット

- ・紙媒体は4 (2) に基づく。
- ・その他、県が自身のホームページ等で紹介できるよう P D F ファイル及び AdobeIllustrator (ai) ファイルで納品すること。

(3) エコパークカード

- ・紙媒体は4 (3) に基づく。
- ・その他、県が自身のホームページ等で紹介できるよう P D F ファイル及び AdobeIllustrator (ai) ファイルで納品すること。

(4) 写真データ

- ・パンフレット制作及びエコパークカード製作のために撮り下ろした写真データについて R A W ファイル及び J P E G ファイルで納品すること。

7 著作権等に関する取扱い

この契約により作成される成果品の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 成果品の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 委託者は、著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変することができるものとする。
- (3) 納品される成果品について、第三者が権利を有する著作権が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権に関わる紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理するものとする。
- (4) 受託者は、委託者の事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。
- (5) 本人の承諾を得ることのできない人物画像については、本人と識別できない程度の修正を行うこと。また、掲載後の肖像権或いは個人情報に関わる問題が発生した場合は、受託者においてその責めを負うこと。

8 関係法令の遵守

- (1) 受託者は、業務の遂行に当たっては、関係法令・条例等を遵守し、必要な許認可について遺漏のないよう配慮すること。
- (2) 本業務で使用する素材の著作権や肖像権については受託者が処理する。
- (3) 本業務において成果物にかかる著作権等に関する一切の権利は、委託者に帰属するものとする。
- (4) 受託者は、本仕様書の記載内容及び記載されていない事項について疑義が生じた場合は、委託者と協議しなければならないが、委託業務に付随する軽微な処理等につい

ては柔軟な対応を行うこと。

また、本仕様書は委託業務の基本事項を記載したものであるため、明記していない事項であっても、委託業務の運用上、当然必要と認められるものについては、全て受託者の責任において履行すること。